



令和4年度 安全報告書



信頼を心で運ぶ市バス・地下鉄
横浜市交通局

ごあいさつ

日頃から、横浜市営地下鉄・市営バスをご利用いただきありがとうございます。

横浜市営交通は、大正10年（1921年）に市電を所管する電気局として事業を開始し、その後、昭和3年にはバスの運行を開始しました。市電は昭和47年に開業した地下鉄にその役割を譲りましたが、関東大震災や第二次世界大戦、高度経済成長期の急激な人口増加や都市化など、変化する時代の波を乗り越えながら、毎日、横浜のまちを走り続けてまいりました。

近年の人口減少・超高齢社会の到来や、コロナ禍における生活様式の変化により、市営交通を取り巻く環境も大きく変わりましたが、市営地下鉄・市営バスは1日約87万人のお客様にご利用いただくなど、市民のみなさまの身近な交通機関としての役割を担っています。

交通局では、「市民のみなさまの足として、安全・確実・快適な交通サービスを提供」することを経営理念として、特に、交通事業の根幹である「安全」については、横浜市交通局安全方針に「安全な運行の提供がお客様への最大のサービスである」と掲げ、この共通認識の下、交通事業管理者以下全職員が安全確保を最優先して取り組んでまいりました。

この安全報告書は、令和4年度の私たちの安全に関する取り組みをまとめたものです。

市営交通が市民のみなさまの足として、引き続き安心してご利用いただけるよう、全職員が一丸となって安全レベルの向上に取り組んでまいります。

横浜市交通事業管理者

三村 庄一

目次

| | |
|--|-----------|
| I 交通局の安全確保に係る基本的な考え方 | 4 |
| 1 安全に関する基本方針 | |
| 2 輸送の安全を確保する体制 | |
| | |
| II 交通局における安全の取組の全体像 | 6 |
| 1 運輸安全マネジメント制度に基づく継続的な改善 | |
| 2 安全風土の醸成と安全教育 | |
| 3 職員の健康管理と働きやすい職場づくり | |
| 4 お客様の声 | |
| 5 新型コロナウイルス感染症対策 | |
| | |
| III 高速鉄道事業（市営地下鉄）の安全の取組 | 10 |
| 1 輸送の安全を確保する体制 | |
| 2 令和4年度安全重点施策・目標達成状況 | |
| 3 安全の取組 | |
| 4 令和5年度安全重点施策 | |
| | |
| IV 自動車事業（市営バス）の安全の取組 | 20 |
| 1 輸送の安全を確保する体制 | |
| 2 令和4年度安全重点施策・目標達成状況 | |
| 3 安全の取組 | |
| 4 令和5年度安全重点施策 | |

Ⅰ 交通局の安全確保に係る基本的な考え方

1 安全に関する基本方針

安全な運行の提供は交通事業者にとって最優先の課題であり、あらゆる取組の基盤です。「横浜市交通局経営理念」「横浜市交通局安全方針」に基づき、お客様に安全な交通サービスを提供し、安心してご利用いただける市営交通を目指します。

横浜市交通局経営理念

私たちの決意

私たちは、市民のみなさまの足として、安全・確実・快適な交通サービスを提供し、お客様にご満足いただけるよう、経営力を高め、持続的な改善に取り組みます。

- 1 安全意識を高く持ち、安全確保を最優先します。
- 2 お客様の声を大切にします。
- 3 いつも笑顔で、挨拶を励行します。
- 4 公正かつ誠実に行動します。
- 5 常に課題を明らかにし、チャレンジします。

私たちのメッセージ

信頼を心で運ぶ市バス・地下鉄

平成7年5月31日制定、平成19年5月21日改正

横浜市交通局安全方針

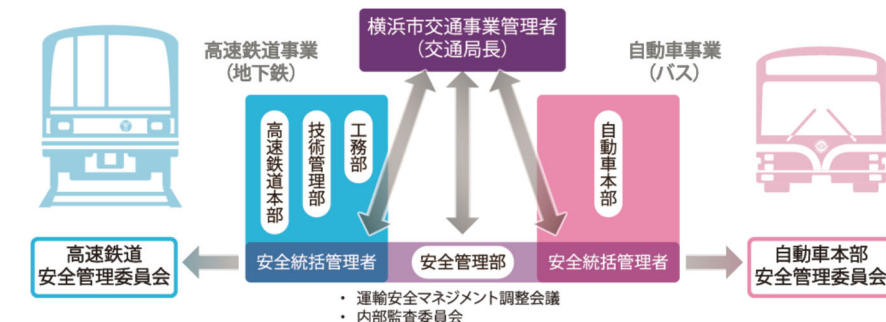
私たちは、安全な運行の提供がお客様への最大のサービスであることを認識し、どなたにも安心してご利用いただける市営交通をめざします。

- 1 安全意識を高く持ち、決められたルールを深く認識し、しっかり守ります。
- 2 安全を維持し向上させていく取組を常に見直し、改善に努めます。
- 3 安全な車両・設備などの提供に努めます。
- 4 日ごろからコミュニケーションを活発にし、安全第一の職場風土を築きます。

平成19年2月21日制定

2 輸送の安全を確保する体制

安全管理規程に基づき、次の体制で安全を推進します。

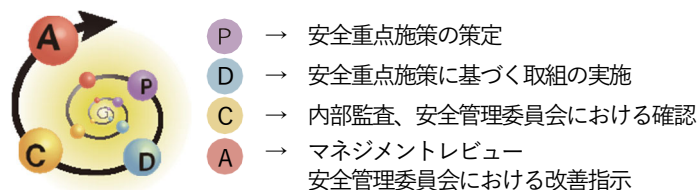


| | |
|-----------------------|-------|
| 横浜市交通事業管理者（交通局長） | 三村 庄一 |
| 安全統括管理者（交通局統括安全管理者兼務） | 村田 守廣 |
| 安全統括管理者（交通局安全管理部長兼務） | 小島 健治 |

横浜市交通局 安全管理体制（令和5年4月1日現在）

2-1 輸送の安全を維持向上・改善する仕組み（PDCAサイクル）

輸送の安全確保に関する施策の「計画（P）」、確実な「実施（D）」、進捗状況や結果の「評価（C）」、必要な「見直し（A）」を行います。



2-2 安全管理委員会（地下鉄・バスそれぞれ毎月開催）

安全に係る取組の実施状況を確認します。また、事故の未然防止策など安全性の向上を図る施策について、検討・立案、進捗確認、実施後の振り返りを行います。

| | 地下鉄 | バス |
|----|-----------------------------|------------------------|
| 内容 | 委員・部会報告、月例報告、対策実施進捗状況の確認 など | 定例報告、個別案件報告、提案議題の議論 など |

2-3 運輸安全マネジメント調整会議（適宜開催）

局内の全ての部が参加し、地下鉄・バスの両事業部に共通する課題の検討や、部門間の情報共有を行います。

| | |
|----|--|
| 内容 | 運輸安全マネジメントの組織体制、安全重点施策（高速鉄道・自動車）、安全報告書、安全大会 など |
|----|--|

II 交通局における安全の取組の全体像

1 運輸安全マネジメント制度に基づく継続的な改善

(1) 内部監査

安全に係る取組について、地下鉄部門・バス部門・総務部門が相互の部門を監査します。

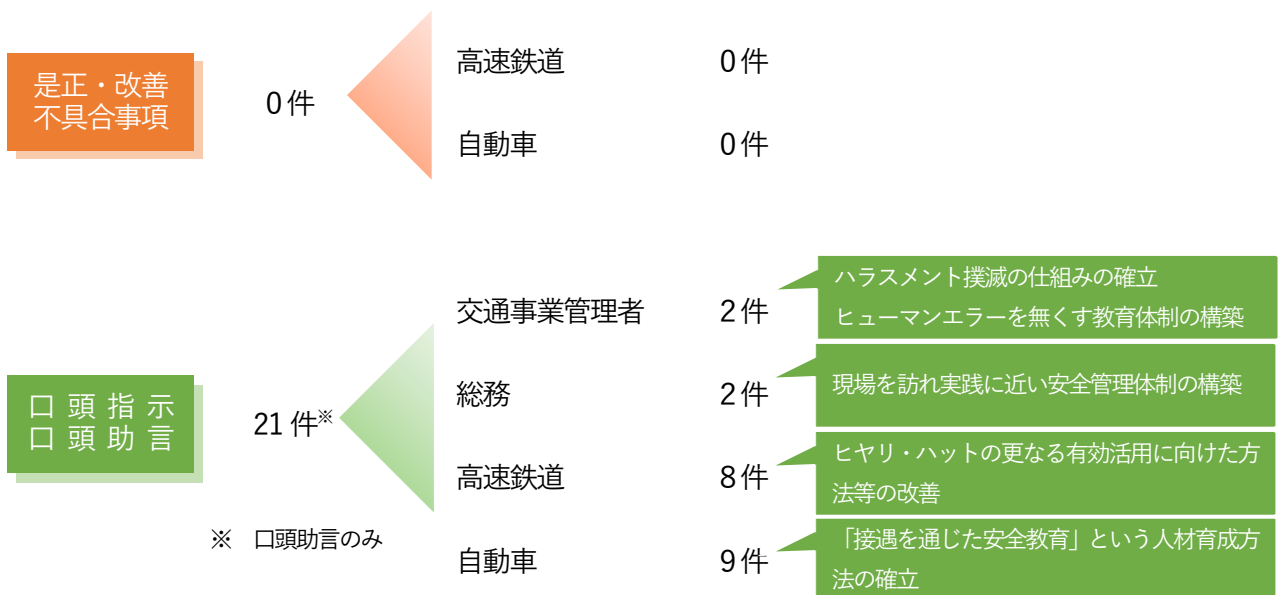
令和4年度は21名の監査員が監査を行いました。監査員の力量向上のため、外部研修への職員派遣や、他チームの監査への立会い、経営責任職及び監査員経験のある責任職による監査員への助言などを行い、監査の質の向上を図りました。

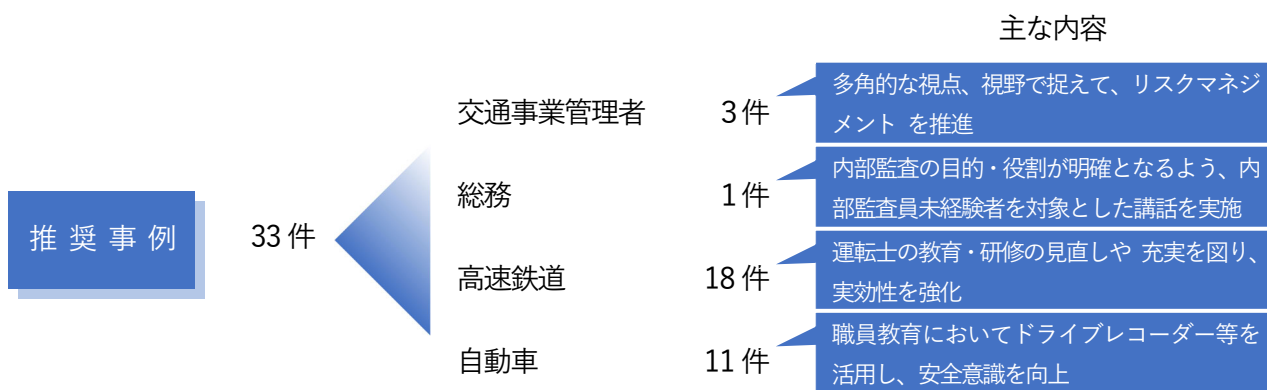
① 被監査組織



※令和4年度内部監査結果 (令和4年 7月～ 10月実施)

② 監査結果





(2) マネジメントレビュー

交通事業管理者（交通局長）が、令和4年度の安全に係る取組を振り返りました。

| 部門 | 項目 | 局長指示 |
|------|----------------------|---|
| 高速鉄道 | ルールの順守及び安全意識の高揚 | <ul style="list-style-type: none"> ヒヤリ・ハットや気づきを改善につなげるのは責任職の大切な仕事の一つ。些細なことでもよいので、職員が「自分が言うことが安全につながっている」と実感できるようにつけていかなければならない。 大切なことは見逃さないこと。自分の担当外であっても関心をもって気づいてほしい。そして気づいたら念のためよいので、所管に確認し上司に報告してほしい。少なくとも業務時間内は移動中であっても、施設、設備、お客様のことも含めてすべてに関心を持ってほしい。 |
| | 安全第一の職場風土醸成、双方向の意思疎通 | <ul style="list-style-type: none"> 係員同士の確認会話では、受け手が「はい」で終わらせないで必ず復唱することの習慣づけが重要である。配属された時点で、そういう習慣がつくよう教育しないとイケない。 |
| 自動車 | 安全意識と技能向上 | <ul style="list-style-type: none"> 指導と研修の区別がない。まずは研修と指導を切り分け、整理・統合させていくべきである。 |
| | 安全第一の職場風土 | <ul style="list-style-type: none"> 同じことの繰り返しではなく、トライ＆エラーで色々なことにチャレンジし続けること。 |
| 総務 | 安全風土の醸成 | <ul style="list-style-type: none"> 運輸安全マネジメント制度を浸透させるのは難しい。過去に起こした事故から、最終的には運輸安全マネジメント制度の理念や考え方が安全を維持向上させていくためには欠かせないという考えになるよう、一連のストーリーとして作ることが永遠のテーマになる。私たちが仕事をしていくうえで、安全がどれくらい大切なことなのかを伝えられるよう工夫すること。 |

2 安全風土の醸成と安全教育

(1) 局長研修・対話会

局長自らが地下鉄・バスの各現業職場に赴き、局の現状を伝え、職員との意見交換を延べ 22 回実施しました。

| | 地下鉄 | | | バス | 合計 |
|-------|------------------------|-------|-------|-------|-------|
| | 駅務管理所 | 乗務管理所 | 保守管理所 | バス営業所 | |
| 回数 | 新型コロナウイルス感染症の影響により全て中止 | | | 22 回 | 22 回 |
| 参加職員数 | 新型コロナウイルス感染症の影響により全て中止 | | | 390 名 | 390 名 |

(2) 安全統括管理者による職員研修

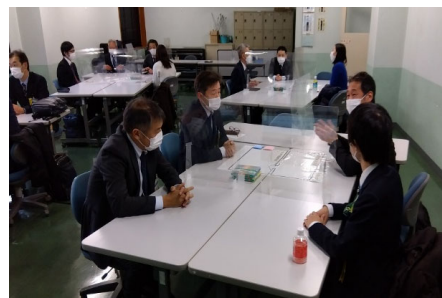
両事業の安全統括管理者が講師となり、非現業職員を対象に、運輸安全マネジメント制度の取組などについて研修を行っています。

令和 4 年 9 月に全 2 回実施したほか、新型コロナウイルス感染症対策としてその研修の動画を局内で閲覧できるように配信し、延べ 271 名の職員が参加しました。

(3) 安全研修

交通局で発生した重大事故を通して、職員一人ひとりが安全について主体的に考え、自らの行動を改めて見つめなおす場として、全職員を対象とした安全研修を実施しています。令和 4 年度は 281 名の責任職・職員が受講しました。

研修では、重大事故について感じたことや、安全に対する思い、自分の職場でのリスクなどについてグループ討議を行っています。



▲安全研修の様子

(4) 交通局安全大会

過去の事故を風化させることなく事故と向き合い、安全運行維持の重要性、安全意識のさらなる向上を図るため、安全大会を開催しています。令和 4 年度は、12 月 1 日（木）に関内ホールで開催しました（参加職員 340 名）。また、参加できなかった職員に向けて映像を各職場に配信し研修等の機会を活用し、全職員に共有しました。

安全管理部長から「過去の重大事故を教訓とし、原因や背景を自身の業務に置き換え、どのような心構えで何をすればよいのかを考え実践していただきたい。」というメッセージが、交通局長からは「安全というものにゴールはなく、あたり前にある状態でもない。リスクをゼロにすることはできないが、毎日 1 ミリでも安全な状態に近づくよう日々危険の芽を摘み取ることが大切である。」というメッセージが送られました。

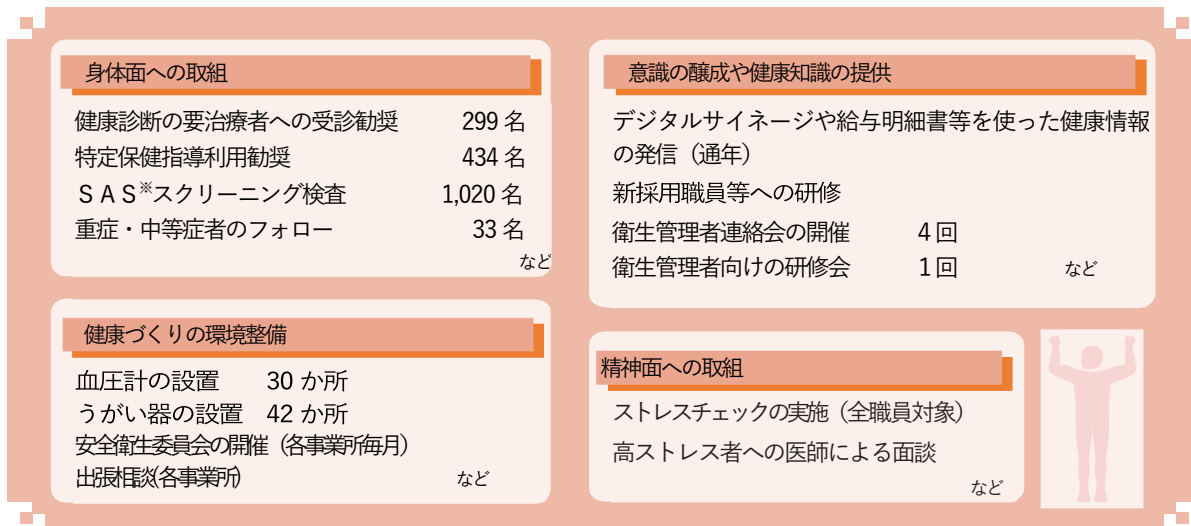


▲局長による講評

3 職員の健康管理と働きやすい職場づくり

(1) 職員の健康管理

安全な運行が保たれるよう、健康管理の面から職員の支援を行っています。「健康管理は安全管理である」という意識の醸成や産業医・保健師による職員の健康相談や指導、メンタルヘルス対策などに取り組んでいます。



※SAS：睡眠時無呼吸症候群

(2) 職員向けアンケート

交通局の経営理念や安全の取組について、毎年、全職員を対象にアンケートを実施しています。職員の理解度や実践状況を把握し各職場での取組に活かしています。

| 経営理念に関するアンケート | 安全の取組に関するアンケート |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・交通局経営理念について ・安全に対する意識について ・職場の組織風土について | <ul style="list-style-type: none"> ・交通局安全方針について ・安全重点施策について ・ヒヤリ・ハット情報への意識 活用について ・安全確保の取組への捉え方について |
| ほか | ほか |

4 お客様の声

お客様からのご意見・ご要望・お叱り等は、「お客様の声」として、局内のシステムにより共有しています。要望等については重要性や緊急性に応じて、計画的に対応しています。

| | 地下鉄 | バス | その他 | 合計 |
|---------------|-------|---------|------|---------|
| お客様の声 全体件数 | 725 件 | 1,812 件 | 44 件 | 2,581 件 |
| お褒め | 35 件 | 212 件 | 0 件 | 247 件 |
| ご意見・ご要望等 | 690 件 | 1,600 件 | 44 件 | 2,334 件 |

5 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症対策として、車内や施設の定期的な消毒や換気、お客様への啓発、手洗い、うがい、点呼時の体調確認、職員の健康管理などに取り組んでまいりました。

III 高速鉄道事業（市営地下鉄）の安全の取組

III 高速鉄道事業（市営地下鉄）の安全の取組

1 輸送の安全を確保する体制

1-1 横浜市高速鉄道安全管理規程

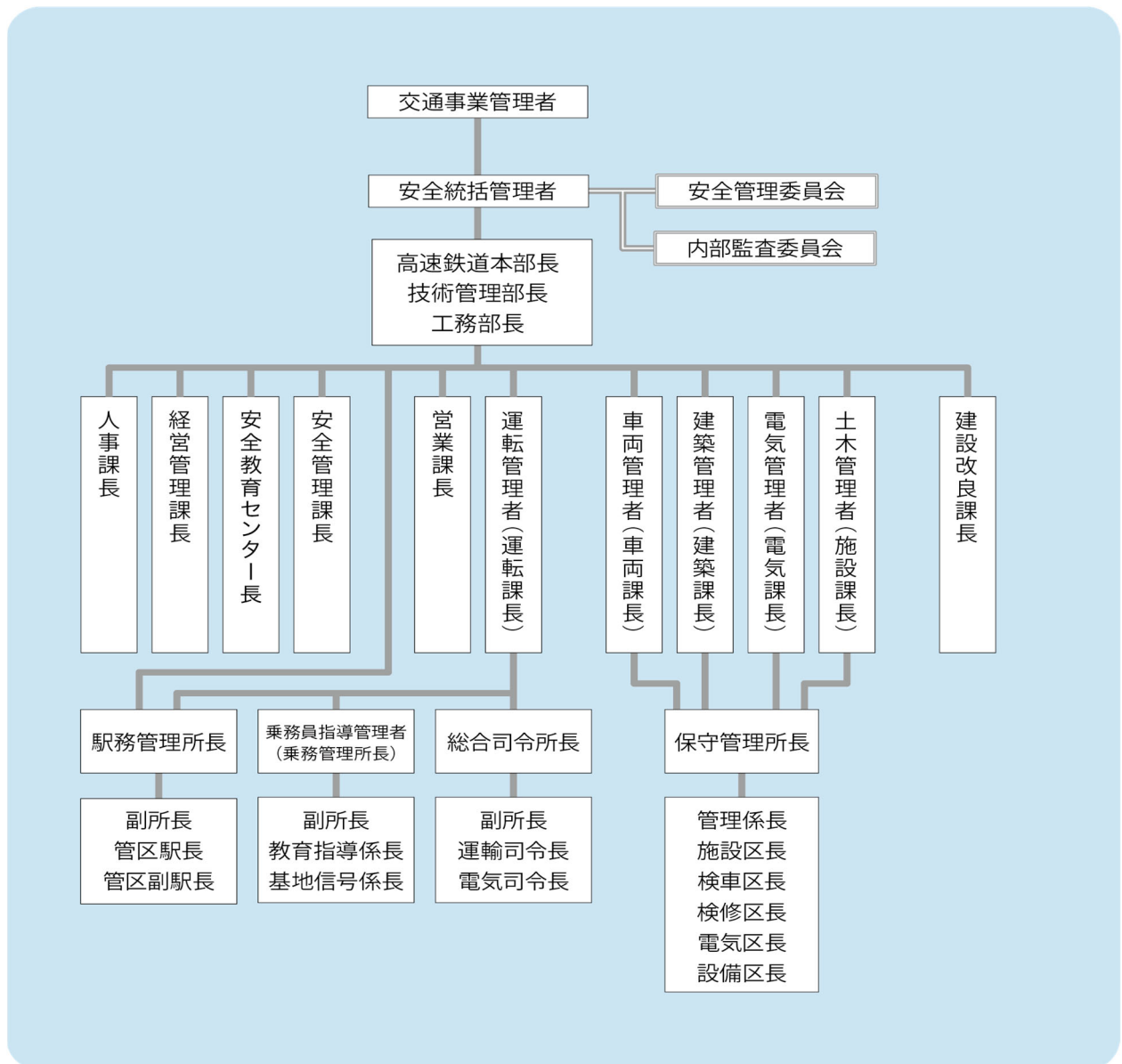
（鉄道事業法第18条の3に基づき平成18年12月28日制定 最近改正（施行）令和4年4月1日）

輸送の安全を確保するために、次のことについて規程として定めています。

- 輸送の安全を確保するための事業の運営方針等
- 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制と方法

※ 横浜市高速鉄道安全管理規程の全文は、交通局ホームページでご覧いただけます。

1-2 横浜市高速鉄道安全管理体制



令和5年4月1日現在

2 令和4年度安全重点施策・目標達成状況

2-1 令和4年度安全重点施策・目標達成状況

| 基本的な考え方 | |
|--|---|
| <p>これまでに発生させた事故と向きあい、一人ひとりが決められた手順やルールを順守し、基本動作を徹底することにより、お客様に安心を感じていただける、安全で安定した市営地下鉄の運行を提供します。</p> | |
| 基本方針 | |
| (1) ルールの順守及び安全意識の高揚 | (3) 安全な車両・設備などの提供 |
| (2) 安全を維持、向上させていく課題の顕在化、改善への継続的な取組 | (4) 安全第一の職場風土醸成、双方向の意思疎通 |
| 到達目標 | |
| <p><u>お客様が安心感を得られる市営地下鉄の提供</u></p> | |
| <p>【指標】</p> | |
| ○ 鉄道運転事故・重大インシデントの発生ゼロ | ○ 運行に係る工事事故の発生ゼロ |
| ○ 30分以上の本線支障（自然災害を除く） ・ 3件以下 | ○ 3分以上の本線支障 ・ 職員起因 7件以下 ・ 車両故障 16件以下 ・ 電気故障 0件 |
| ○ 自然災害を含む障害発生時を想定した対策の実施 | |

令和4年度 安全重点施策目標及び達成状況

| 令和4年度 到達目標 | | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和2年度 |
|---------------------|------|-------|-------|-------|
| 鉄道運転事故・重大インシデント | | 0件 | 0件 | 0件 |
| 30分以上の本線支障（自然災害を除く） | | 3件以下 | 4件 | 4件 |
| 3分以上の本線支障 | 職員起因 | 7件以下 | 11件 | 9件 |
| | 車両故障 | 16件以下 | 15件 | 18件 |
| | 電気故障 | 0件 | 5件 | 5件 |
| 運行に係る工事事故 | | 0件 | 0件 | 0件 |

III 高速鉄道事業（市営地下鉄）の安全の取組

2-2 運輸安全に係る各種件数

令和4年度は「電気事故」「災害※」「インシデント」「鉄道運転事故」は発生していません。また、輸送障害件数につきましては下表のとおりです。

※ 災害とは「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他大規模な事故により鉄道施設又は車両に生じた被害」をいいます。

| 輸送障害 | | | | | | 単位：件 | ヒヤリ・ハット件数 | | | 単位：件 |
|-------|--------|--|------|-------|-----|------|-----------|-------|-----|------|
| 年度 | 原因 | | 自然災害 | 第三者障害 | その他 | 合計 | 年度 | 部門 | | |
| | 設備の不具合 | | | | | | | 運輸 | 保守 | |
| 令和4年度 | 9 | | 0 | 3 | 0 | 12 | 令和4年度 | 1,735 | 239 | |
| 令和3年度 | 6 | | 4 | 3 | 1 | 14 | 令和3年度 | 1,645 | 381 | |
| 令和2年度 | 8 | | 1 | 2 | 1 | 12 | 令和2年度 | 1,149 | 544 | |

※ 国土交通省令に基づき関東運輸局に届出を行った件数

2-3 令和4年度に発生した30分以上の本線支障

令和4年度に発生した自然災害・旅客起因等を除く30分以上の本線支障は、次のとおりです。

| 発生日 | 概要 | 原因 | 影響 |
|--------------|---|---------------|-------------------------------------|
| 令和4年7月5日（火） | 新横浜駅信号機器室において電源トラブルが発生。当該機器の点検を実施。 | 設備故障 | ブルーライン全線 支障時分 71分 |
| 令和4年7月6日（水） | 東山田駅～高田駅間において列車無線装置の故障が発生。地絡に伴う誘導障害が原因であったため、障害を受けにくい機器構成に改修。 | 設備故障 | グリーンライン センター北駅～日吉駅間 支障時分 130分 |
| 令和4年7月10日（日） | 新横浜駅信号機器室において電源トラブルが発生。ブレーカーに焼損跡があったことから、当該箇所に絶縁カバーを設置。 | 設備故障 | ブルーライン全線 支障時分 78分 |
| 令和4年11月6日（日） | 変電所において一時的に異常電流を検知したため停電が発生。車両及び軌道内設備の調査・点検を実施し異常がないことを確認。 | 軌道内異物による短絡と推定 | ブルーライン全線 支障時分 34分 |

3 安全の取組

3-1 基本動作の徹底

定期教育等で指差確認称呼等の基本動作の重要性及び徹底を指導し、乗務員室添乗や業務立会いのもと実施状況の確認及び指導を行っています。

(1) 厳正な点呼執行

確実な業務遂行のため、点呼において心身状態、当日の業務内容、注意事項の確認をします。



▲点呼の様子

(2) 指差確認称呼

機器操作時など作業の確認において指差確認称呼を行い、ヒューマンエラーの芽を摘み取ります。



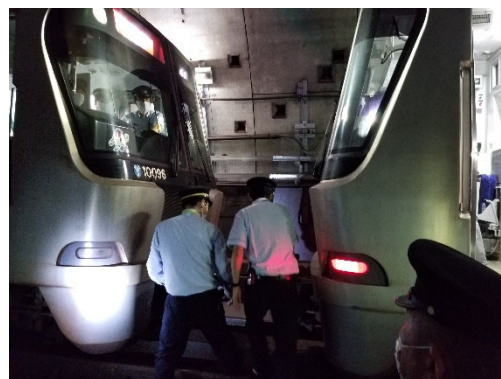
▲指差確認称呼

3-2 各種訓練の取組

(1) 故障・トラブル発生時の技能・対応力向上

夜間異常時運転取扱訓練（7月実施）

実際の車両を使用して車両や設備の故障が発生した際の手順を検証し、異常時対応の技量向上を図りました。あわせて、車両故障が発生した場合の処置について訓練を実施しました。



▲夜間異常時運転取扱訓練

| | |
|------|-----------------------------|
| 参加部署 | 総合司令所、乗務管理所、 駅務管理所、本庁関係課 |
| 参加人数 | 36名 |

ワンマン運転支援取扱訓練（10月実施）

異常時に乗務員だけでなく、駅係員が車内のお客様の避難誘導をスムーズに行えるよう、非常梯子設置及び車両設備（放送装置、列車無線装置、ドアロック等）の取扱いについて訓練を実施しました。



▲ワンマン運転支援取扱訓練

| | |
|------|-------------|
| 参加部署 | 駅務管理所、乗務管理所 |
| 参加人数 | 138名 |

III 高速鉄道事業（市営地下鉄）の安全の取組

異常時総合訓練（12月実施）

営業線で電気設備の故障が発生した想定のもと、以下の訓練を実施しました。

- ① 対策本部及び現場間での情報伝達
- ② 交通局HP及びSNSによるお客様への情報配信

| | |
|------|-----------------------------------|
| 参加部署 | 保守管理所、総合司令所、乗務管理所、 駅務管理所、本庁関係課 |
| 参加人数 | 40名 |



▲異常時総合訓練（情報伝達訓練）

脱線復旧訓練（5、6、11月実施）

脱線発生時、いかに安全、確実、迅速に復旧作業を進めるか、また、被害の状況や復旧作業の進捗に応じた適切な対応について訓練を実施しました。

| | |
|------|------------------------------|
| 参加部署 | 上永谷保守管理所、新羽保守管理所、 川和保守管理所 |
| 参加人数 | 49名 |



▲脱線復旧訓練

(2) 地震・津波への対応

避難誘導訓練（3月実施）

お客様の安全確保を目的として、大規模地震による津波発生時の避難誘導経路や所要時間、危険箇所を確認しました。

| | |
|------|-------|
| 参加部署 | 駅務管理所 |
| 参加人数 | 30名 |



▲換気所（避難階段）



▲広域避難場所への避難訓練

風水害対応訓練（5月実施）

令和元年に発生した台風15号・19号と同等の災害を想定し、鉄道施設・設備に発生し得るリスクと安全性への影響度およびリスクへの対処方法を検討する机上訓練を実施しました。

| | |
|------|-----------------------------|
| 参加部署 | 上永谷保守管理所、新羽保守管理所 川和保守管理所 |
| 参加人数 | 48名 |



▲風水害対応訓練

地震時対応訓練（7、9月実施）

震度5強の地震発生を想定し、初動対応の流れや運転規制中の点検について確認する机上訓練を実施しました。

| | |
|------|-----------------------------|
| 参加部署 | 上永谷保守管理所、新羽保守管理所 川和保守管理所 |
| 参加人数 | 43名 |

(3) 車内傷害対策

車内傷害対策訓練

他鉄道での事件を受け、実際に車内で傷害事件が発生した想定のもと、以下の訓練を実施しました。

① 車内傷害事件発生時の夜間訓練（7月）

営業時間外に実際の車両を使用してお客様の避難誘導訓練を実施しました。（32名参加）



▲①車内傷害事件発生時の夜間訓練

② 車内傷害事件対応図上訓練（2月）

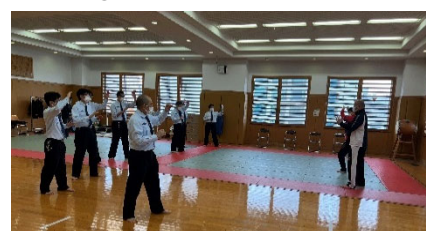
傷害事件発生時に迅速に対応できるよう、様々な状況の想定に対処方法について確認を行う机上での訓練を実施しました。（34名参加）



▲②車内傷害事件対応図上訓練

③ 無差別襲撃事件等対応訓練（11月）

職員が暴漢から身を守る方法について警察の指導のもと訓練を実施しました。（10名参加）



▲③無差別襲撃事件等対応訓練

④ 他鉄道との合同図上訓練（11月）

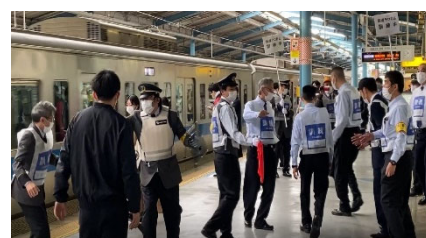
近年多発している車内での傷害事件に対して、同様の事象が駅構内で発生した場合に、接続する鉄道会社の職員と連携を取り対応することを目的に実施しました。（当局7名参加）



▲④他鉄道との合同図上訓練

⑤ 鉄道テロ対応訓練（11月）

警察及び接続する鉄道会社と合同で、傷害事件発生時の対応訓練を実施しました。（当局9名参加）



▲⑤鉄道テロ対応訓練

| | |
|------|-------------------------|
| 参加部署 | 総合司令所、乗務管理所、駅務管理所、本庁関係課 |
| 参加人数 | 延べ92名 |

3-3 安全性向上の取組

令和元年度に発生したブルーライン脱線事故及び踊場駅オーバーラン事故の2つの重大事故等を教訓とし、安全性向上の取組を進めています。

(1) 規程の整備やマネジメント強化

- ・ 作業手順及び役割分担の明確化、規程や手順書の整備
- ・ 作業責任者が自らの責務を十分に意識できる点呼等の見直し
- ・ 規程に基づき業務が行われていることを管理する仕組みの構築のため、内部保安監査を実施
- ・ 規程検証改訂部会を開催し、現場作業と規程の整合性を検証、規程類の見直しを実施

(2) 職員教育の抜本的な見直し

- ・ OJTに依存せず、業務に必要な知識や経験を研修や訓練でしっかりと身に付ける職員教育の再構築
- ・ 安全意識、安全法令、職務に応じた役割など職員教育の抜本的な見直しとして、助役教習や作業責任者教習を実施

(3) 安全に関する情報収集・共有

他事業者の先進的な事例や事故事例などの情報を安全管理委員会で共有し、事例を当局に置き換え、施設、車両、設備、作業手順等の再確認

(4) 乗務員の睡眠改善

乗務員の睡眠時無呼吸症候群が踊場駅オーバーラン事故の原因となった可能性が高いことから、睡眠改善の取組を進めています。

睡眠改善リーダーの養成

- ・ 令和2年度以降、本庁及び現場責任職が、日本睡眠改善協議会主催の睡眠改善インストラクター養成講座を受講し、これまで計7名の睡眠改善インストラクターの資格を取得しました。
- ・ インストラクターによる睡眠改善リーダー育成研修を実施しました。

乗務員の身近な相談者として、令和4年度、新たに19名がインストラクターによる講習を受講し、現在、計61名の睡眠改善リーダーが活動しています。

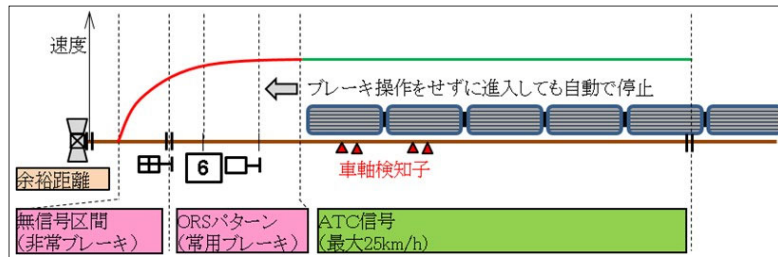
乗務員の仮眠時間拡大

乗務員を増員し、令和4年4月にグリーンラインの泊まり勤務時の仮眠時間を拡大しました。

（ブルーライン：令和3年6月実施済）

(5) 過走防止制御装置（ORS）の設置

踊場駅オーバーラン事故の対策として、踊場駅引込線において、万が一運転士がブレーキ操作をできない状態になっても、列車を自動的に停止させる過走防止制御装置（ORS）を導入しました。（令和5年2月）



▲過走防止制御装置（ORS）

(6) 工事の管理・監督業務の改善

請負工事で一時撤去した部材を復旧し忘れたことにより発生した輸送障害（令和3年度）において、その要因の一つに、当局の工事管理・監督体制に課題があったことから、以下の取組を行っています。

- ・ 複数の業種（土木、電気、建築など）にまたがる工事や、運行に影響を及ぼす可能性がある工事における監督体制、監督員の任命要件及び役割についてより詳細に規定化
- ・ 監督員研修を毎年開催するなど、監督事務に従事する職員の教育を強化
- ・ 設計者、監督員、請負人等で工事における運行に影響を及ぼすリスク等を洗い出し、リスクへの備えを反映した施工計画書を作成し工事関係者間で共有
- ・ 鉄道事業者特有の設備や安全管理のルールについて、請負人等への教育を徹底

3-4 安全に係る投資

地下鉄の安全運行を確保するため次のような取組を進めています。

(1) シールドトンネル・塩害区間構築補修工事 投資額 11.6 億円*（※令和4年度決算見込額。以下同）

三ツ沢下町駅～吉野町駅間は地下水に高い濃度の塩分が含まれる塩害区間であり、構造物の鉄筋や鋼材が腐食するなど劣化が見られることから、施設の長寿命化を目的とした構築補修工事を実施しています。

令和4年度は、宮元町シールドトンネル（吉野町駅～蒔田駅間）の構築補修工事を進めています。

また、令和2年度から実施していた大江橋換気塔（関内駅～桜木町駅間）の構築補修工事は、令和4年度に完了しました。



▲大江橋換気塔構築補修



▲シールドトンネル構築補修

(2) 信号保安装置更新工事 投資額 4.8 億円*

信号保安装置は、運用開始から25～30年を目途に機器の更新を行っており、安全性と信頼性を確保しています。

令和4年度は、令和元年度から実施していた上永谷車両基地の信号保安装置更新工事が完了しました。

また、令和3年度より着手している、北新横浜駅から仲町台駅間の更新工事を引き続き進めています。



▲電気転てつ器



▲連動制御盤（連動装置）

(3) ブルーライン新型車両の導入 投資額 52.3 億円*

現在ブルーラインで保有している車両のうち、最も古い形式である3000A形車両（30年経過）に代わる新型車両として4000形車両の導入を進めています。

令和4年度は5編成を導入し営業運転を開始しました。

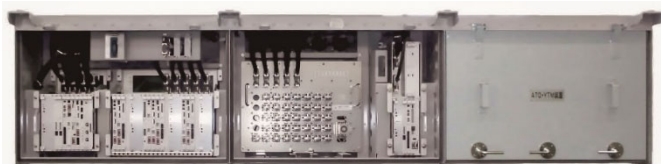


▲4000形車両

(4) 地下鉄車両の電気機器更新 投資額 6.6 億円*（ブルーライン4.9億円・グリーンライン1.7億円）

ブルーライン車両に使用されているATC装置等、電気機器の更新を実施しました。3000R形は製造から18年以上が経過しており、電子部品等の経年劣化が生じる時期に来ていることから、主要電気機器を更新し、車両走行の安全性維持を図りました。

グリーンライン車両も同様に、開業時に導入された1次車を対象に電気機器の更新を順次進めています。



▲ATC装置・・・列車速度を自動的に制御する装置

4 令和5年度安全重点施策

交通局安全方針

- ルールの順守及び安全意識の高揚
- 安全を維持、向上させていく課題の顕在化、改善への継続的な取組
- 安全な車両・設備などの提供
- 安全第一の職場風土醸成、双方向の意思疎通

基本的な考え方

これまでに発生させた事故と向きあい、一人ひとりが決められた手順やルールを順守し、基本動作を徹底することにより、お客様に安心を感じていただける、安全で安定した市営地下鉄の運行を提供します。

到達目標

お客様が安心感を得られる市営地下鉄の提供

| 項目 | 令和5年度目標 | 令和4年度実績 |
|------------------------|---------|---------|
| 鉄道運転事故・重大インシデント | 0 件 | 0 件 |
| 30分以上の本線支障（有責による輸送障害）※ | 0 件 | 4 件 |

※ お客様の待ち時間が30分以上となる当局起因による輸送障害

IV 自動車事業（市営バス）の安全の取組

IV 自動車事業（市営バス）の安全の取組

1 輸送の安全を確保する体制

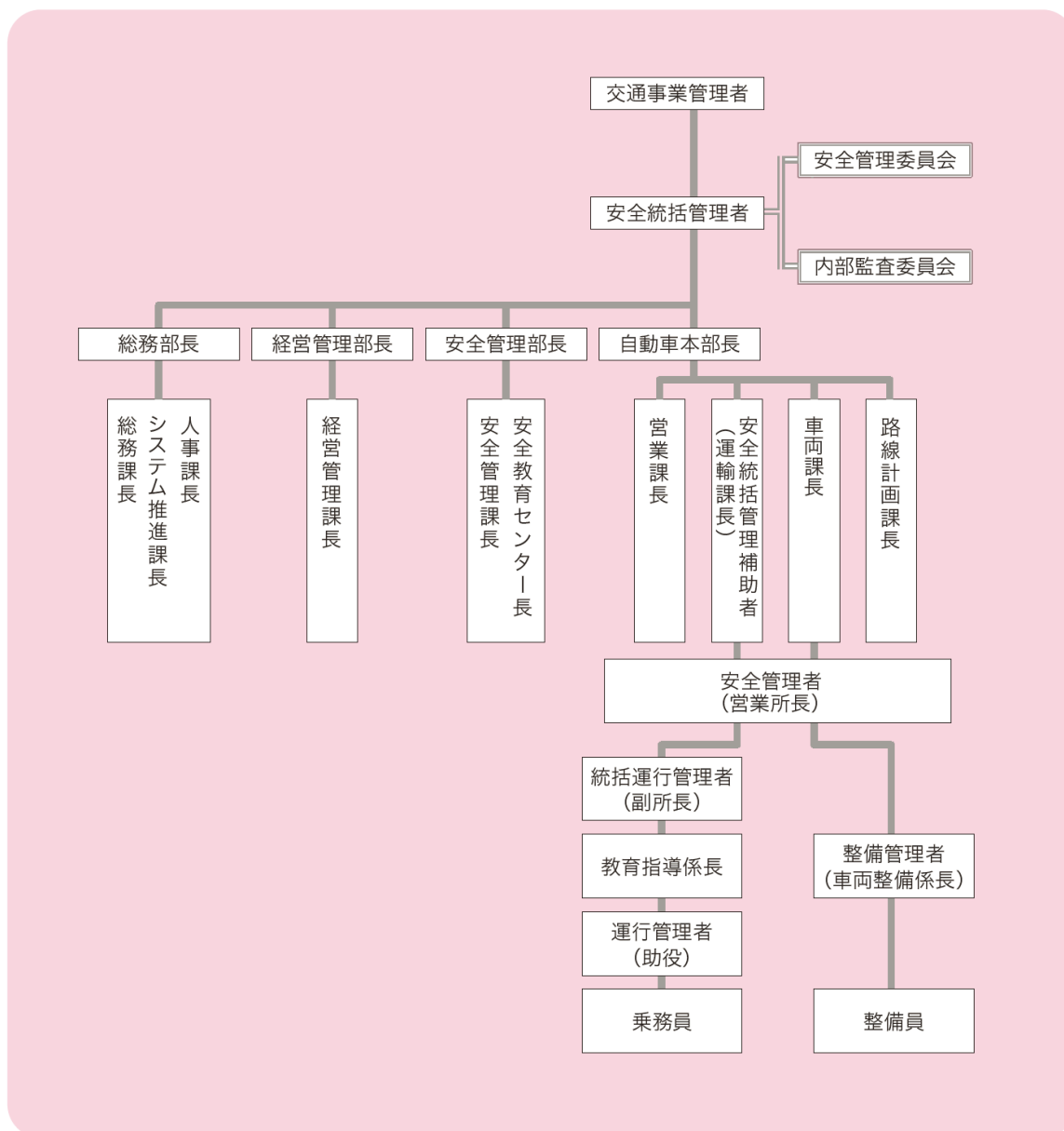
1-1 横浜市交通局自動車安全管理規程

（道路運送法第22条の2に基づき平成18年10月1日制定 最近改正（施行）令和3年4月1日）
輸送の安全を確保するために、次のことについて規程として定めています。

- 輸送の安全を確保するための事業の運営方針等
- 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制と方法

※ 横浜市交通局自動車安全管理規程の全文は、交通局ホームページでご覧いただけます。

1-2 横浜市交通局自動車安全管理体制



令和5年4月1日現在

2 令和4年度安全重点施策・目標達成状況

2-1 令和4年度安全重点施策・目標達成状況

平成26年2月17日の重大事故を重く受け止め、全職員が基本、原点に立ち返り、一つひとつの手順を正確かつ確実に実行することで、ヒューマンエラーに起因する事故や重大事故の防止に取り組みます。また、職員が自ら考え行動するとともに、お客様の気持ちに寄り添う「優しさ」、自分を律する「強さ」、ルールや基本操作を徹底する「素直さ」を持てる職員を育成することにより、安全第一の職場風土の実現と、安全意識の更なる向上を目指します。

さらに、地域と連携した取組によって交通パートナー（お客様を含めた、道路を利用する全ての人と車両）との共存を推進します。

1 安全意識と技能を向上します。

- ・交差点進入時における安全確認の励行
- ・燃費向上の取組強化と運行データの活用
- ・交通ルールや基本操作（3秒ルール、着座完了確認、車内点検等）の完全実施
- ・添乗による指導・教育の強化
- ・各種研修の充実と指導役を担う乗務員の育成

2 安全意識の取組を常に改善します。

- ・ヒヤリ・ハット情報の活用強化
- ・定時性の向上
- ・地域と連携した交通安全啓発活動の継続実施
- ・バス停の安全対策
- ・走行環境の改善
- ・感染症及び災害時等対策の強化

3 安全な車両・設備などを提供します。

- ・路上故障の削減
- ・安全性向上のための車両改善
- ・職場環境の改善

4 安全第一の職場風土を築きます。

- ・風通しの良い職場づくり
- ・厳正な点呼執行
- ・職員の健康の管理サポート
- ・人材育成
- ・「安全の日」の取組の継続実施

令和4年度安全重点施策目標及び達成状況

| 目標・目標件数 | | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和2年度 |
|-------------------------------|--------|-------|-------|-------|
| 歩行者との接触事故の撲滅 | 0件 | 3件 | 2件 | 6件 |
| 自転車との接触事故の撲滅 | 0件 | 1件 | 0件 | 2件 |
| 車内事故（発車反動・ドア挟圧）削減 | 4件以下 | 11件 | 10件 | 12件 |
| 静止物との接触事故（車両・施設）を平成30年度比30%削減 | 150件以下 | 124件 | 159件 | 192件 |

IV 自動車事業（市営バス）の安全の取組

2-2 事故統計

(1) 有責事故件数

単位：件

| | 年間 | 10万キロあたり |
|-------|------|----------|
| 令和4年度 | 119* | 0.42** |
| 令和3年度 | 106 | 0.37 |
| 令和2年度 | 119 | 0.40 |

※保留案件があることから確定値ではありません。

(2) 自動車事故報告規則第2条に規定する事故件数

単位：件

| 発車反動 | 急止反動 | ドア挟圧 | 車両動揺 | その他 | 合計 |
|------|------|------|------|-----|----|
| 2 | 7 | 2 | 5 | 6 | 22 |

※急止反動・その他には無責の事故も含まれます。

3 安全の取組

3-1 輸送の安全のための措置

(1) ヒヤリ・ハット情報の活用強化

ヒヤリ・ハット活用事例

単位：件

- ・ ヒヤリ・ハット情報をデジタルサイネージ等を使用して、営業所職員に周知しています。
- ・ ヒヤリ・ハット映像を活用した研修等を実施し、情報の共有化を図っています。

| | ヒヤリ・ハット報告 |
|-------|-----------|
| 令和4年度 | 1,533 |
| 令和3年度 | 1,346 |
| 令和2年度 | 1,047 |

(2) 職員表彰

単位：名

- ・ 安全運行に努め、無事故、無違反を長期間継続した乗務員を対象として、交通局内で職員表彰を実施しています。
- ・ 国の機関や警察等の外部組織から、長年の業務従事における功績や安全への貢献が顕著な職員が表彰を受けました。

| 職員表彰名 | 令和4年度 表彰人数 | |
|------------|------------|-------|
| | 乗務員 | バス整備員 |
| 交通局内無事故表彰 | 14 | — |
| 関東運輸局長表彰 | 8 | 3 |
| 神奈川運輸支局長表彰 | 14 | 3 |
| 神奈川県警本部長表彰 | 18 | — |
| 日本バス協会長表彰 | 7 | 0 |

(3) 路上故障削減の取組

バス車両の安全を確保するため整備体制の充実とともに職員の技術向上を図り、路上故障の削減につなげます。令和4年度は次の取組を行いました。

単位：件

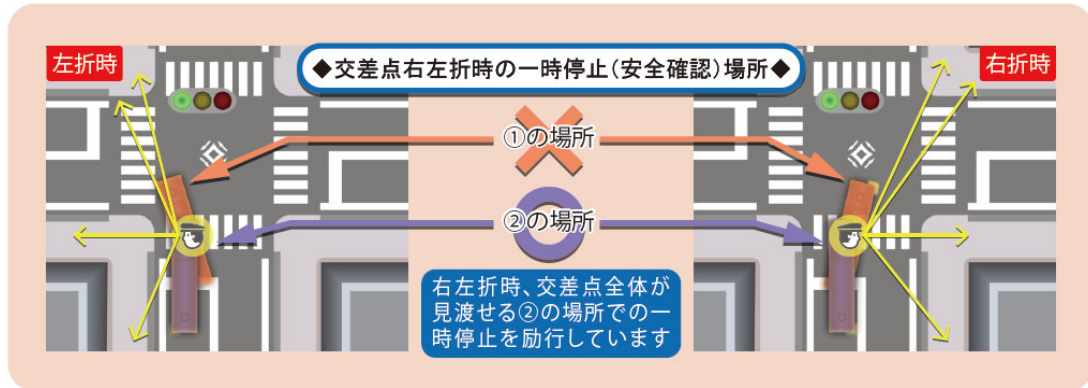
- ・ 不具合情報の検証及び発信
- ・ 故障の傾向や原因分析に基づいた予防整備を実施
- ・ 整備員や整備管理補助者に対する研修を実施
- ・ 電装部品等計画的交換を実施

| | 路上故障件数 |
|-------|--------|
| 令和4年度 | 68 |
| 令和3年度 | 90 |
| 令和2年度 | 109 |

(4) 安全意識の醸成

① 交差点右左折時における安全確認の徹底

交差点での安全確保に高い意識を持ち安全確認の徹底を図るため、各営業所で注意が必要な交差点を11か所指定し、右左折時の一時停止を義務づけています。



② 毎月17日「安全の日」の取組

平成26年2月17日の重大事故を忘れず、職員一人ひとりの安全意識向上を図るため毎月17日を「安全の日」と定めています。責任職による早朝点呼立会いや日常点検立会い、交差点(11か所)での安全誘導を実施しています。

(5) バス停留所の安全対策

国土交通省が令和3年1月に公表した安全性確保対策が必要なバス停留所(交差点又は横断歩道前後5mの範囲に車体がかかる場所等)について、関係機関等と調整を図り安全対策を実施していきます。

また、乗車位置に横断防止柵や植栽があるバス停留所等の乗降環境を整備し、高齢者や車いすをご利用されるお客様にも、安全で安心して利用できるバス停留所を目指しています。



▲バス停留所乗降環境整備

(6) 交通安全教室等の開催

地域の小学校等と連携してバス乗り方・交通安全教室・バリアフリー教室などを開催しています。(令和4年度:40回開催)



▲乗り方教室開催の様子(左から、バス車両死角体験・交通安全DVD視聴)

IV 自動車事業（市営バス）の安全の取組

(7) 交通安全に関する啓発活動

自転車に乗るときや横断歩道を渡るときの注意点などをまとめた「市営バス交通安全リーフレット」を作成し、市立小学校の新一年生や交通安全教室の参加者等に配布しています。

また、バスに関する事故を防止するため、交通安全動画等を作成し、交通局ウェブサイトやYouTube等で配信しています。感染症予防の観点から交通安全教室の開催を縮小していることから、コンテンツを追加して活動の充実を図りました。



▲ 市営バス交通安全リーフレット



▲ 交通安全かみしばい



▲ 交通安全動画

3-2 輸送の安全にかかわる訓練及び研修の充実・強化

事故発生時の乗客救出訓練

万が一市営バスが関連した交通事故が発生した際に、バス車内の乗客を迅速に救出するため、消防署と共同で乗客救出訓練を実施しました。車両構造や機器の操作方法を理解し、事故発生時の乗客救助方法等を、実車を用いて訓練することで、事故発生時の迅速な救助活動につながります。



▲ 実際の救助機材と市営バス車両を用いて訓練を実施

事故未然防止研修

- 平成 27 年度から実施してきた実車を用いた事故未然防止研修は、令和 3 年度から 3 巡目に入りました。（3 年間で全乗務員が受講）
- 基本的な運転操作をはじめ、交差点の安全確認方法等、実車を活用した訓練を実施しています。
- ドライブレコーダー映像を教材にした危険予知訓練を実施しています。

| | |
|------|-------|
| 開催回数 | 195 回 |
| 参加人数 | 390 名 |



▲実車を用いた研修

事故の再発防止に向けた研修

- 研修の理解度を高めるため、事故発生時や通常業務時のドライブレコーダー映像を使用して講師とマンツーマンで面談を実施し、乗務員に運転の癖を気づかせ、運転技術の向上を目指します。
- 人身事故や静止物との接触事故、構内事故などを起こした乗務員に対して技能研修を実施しています。
- 令和 3 年度から、経験の浅い乗務員を対象に自身の運転を振り返るフォロー研修を実施しています。

| | |
|------|------|
| 開催回数 | 17 回 |
| 参加人数 | 96 名 |



▲自分の運転映像を用いた教育

新採用乗務員養成研修

- 採用した乗務員が営業所に配属される前に、実車を使用して危険予知や安全確認・省エネ運転等の運転操作を習熟させる研修を実施しています。
- 特に、バス未経験者には初歩的な運転操作から実習させ、時間をかけて教育し営業所に配属しています。

| | |
|------|------|
| 開催回数 | 6 回 |
| 参加人数 | 28 名 |



▲運転席のモックアップを用いた研修



▲実車を用いた運転研修

指導員研修

- 各営業所の指導員を対象として、新人バス乗務員等の指導における心構えを習得する研修を実施しています。
- バスの運転操作や接遇等の指導方法や内容の統一化を図る研修を実施しています。

| | |
|------|-------------|
| 開催回数 | 2 回（各 3 日間） |
| 参加人数 | 18 名 |



▲車いす固定方法の確認

IV 自動車事業（市営バス）の安全の取組

4 令和5年度安全重点施策

平成 26 年 2 月 17 日の重大事故を重く受け止め、全職員が基本、原点に立ち返り、一つひとつの手順を正確かつ確実に実行することで、ヒューマンエラーに起因する事故や重大事故の防止に取り組みます。また、職員が自ら考え行動するとともに、お客様の気持ちに寄り添う「優しさ」、自分を律する「強さ」、ルールや基本操作を徹底する「素直さ」を持てる職員を育成することにより、安全第一の職場風土の実現と、安全意識の更なる向上を目指します。さらに、地域と連携した取組によって交通パートナー（お客様を含めた、道路を利用する全ての人と車両）との共存を推進します。

基本方針

- 安全意識を高く持ち、決められたルールを深く認識し、しっかり守ります。
- 安全を維持し向上させていく取組を常に見直し、改善に努めます。
- 安全な車両・設備などの提供に努めます。
- 日ごろからコミュニケーションを活発にし、安全第一の職場風土を築きます。

目標

- 重大事故に直結する可能性が高い事故の防止

歩行者との接触事故 **【撲滅】** / 自転車との接触事故 **【撲滅】**

【指標】

| 項目 | 令和5年度指標 | 令和4年度実績 |
|-----------|---------|---------|
| 歩行者との接触事故 | 0 件 | 3 件 |
| 自転車との接触事故 | 0 件 | 1 件 |



信頼を心で運ぶ市バス・地下鉄
横浜市交通局

発行 : 令和5年7月（令和5年9月一部訂正）
所在地 : 横浜市中区本町 6 - 50 - 10
ホームページ : <https://www.city.yokohama.lg.jp/kotsu/>
お問い合わせ先 : 横浜市交通局安全管理部安全管理課
電話 : 045 - 671 - 3173